

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二條の三第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（第一号及び第二号 略）</p> <p>三 施行規則第二十二條の三第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（施行規則第十八條第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（雇入れに係る施行規則第二十二條第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定める</p>	<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十二條の三第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（第一号及び第二号 略）</p> <p>三 施行規則第二十二條の三第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（雇入れに係る施行規則第二十二條第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭</p>

ものに限る。)及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項第二号の精神障害者授産施設に入所している障害者並びに職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの(以下「特別重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額

(ロ 略)

(第四号 略)

五 施行規則第二十二條の三第一項第四号に該当する事業主等(以下「事業主等」という。)のうち、障害者(労働者(施行規則第十八條第一項に規定する労働者をいう。以下同じ。))であるものを除く。以下同じ。)の受入れ(障害者を雇用することを除く。以下同じ。)を行う事業主(当該事業主等を除く。以下この号において「受入事業主」という。)の事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための施行規則第二十二條の三第一項第四号の教育訓練(以下「グループ就労訓練」という。)の事業を行うものに対して支給する助成金 次に掲げる助成金の区分に応じてそれぞれに掲げる額

イ グループ就労訓練の訓練担当者に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定したグループ就労訓練の実施に際して訓練担当者を置くことに要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が一月につき二十四万円を超えるときは、二十四万円)

和二十五年法律第百二十三号)第五十条の二第一項第二号の精神障害者授産施設に入所している障害者並びに職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの(以下「特別重度障害者等」という。)を除く。)の数を乗じて得た額

(ロ 略)

(第四号 略)

ロ グループ就労訓練の実施のために必要な受入事業主に対して事業主等が支払う費用に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した受入事業主に対して当該事業主等が支払う費用の額（その額が月額二千五百円を超えるときは月額二千五百円）。ただし、一月につき五万円を限度とする。

六 事業主等のうち、障害者を雇用する事業主であつて、その雇用する障害者が当該事業主の事業所で就労することを通じて当該事業主の労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うものに対して支給する助成金 機構が別に定める基準に従つて算定したグループ就労訓練の訓練担当者の配置又は委嘱に要する費用の額に五分の四を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ 訓練担当者の配置に係る助成金 訓練担当者一人につき月額二十五万円

ロ 訓練担当者の委嘱に係る助成金 訓練担当者の委嘱一回につき一万五千円（ただし、一年につき二百五十万円を限度とする）。

七 事業主等のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の生徒（高等部の第三学年の生徒に限る。）である障害者（以下この条において「盲学校等生徒」という。）について事業所において就労に関する実習を行う事業主であつて、その盲学校等生徒が当該事業主の事

業所において就労に関する実習を行うことを通じて当該事業主に労働者として雇用されるためのグループ就労訓練の事業を行うものに対して支給する助成金 グループ就労訓練の訓練担当者が実習を行った日数に二千五百円を乗じて得た額（その額が一月につき五万円を超えるときは、五万円）

第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第一条第五号に掲げる助成金 初年度（グループ就労訓練を初めて実施した日の属する年度をいう。以下同じ。）及びその翌年度。ただし、初年度又は翌年度において、障害者のうちに労働者として雇用された者がいる場合にあつては、初年度の翌々年度も助成金の支給の対象となる期間とし、初年度の翌々年度以降の年度において、障害者のうちに労働者として雇用された者がいる場合にあつては、当該年度の翌年度も助成金の支給の対象となる期間とする。

二 第一条第六号に掲げる助成金 初年度及びその翌年度。ただし、初年度又は翌年度において、障害者のうちに同号の事業主に労働者として雇用された者がいる場合にあつては、初年度の翌々年度も助成金の支給の対象となる期間とし、また、初年度の翌々年度以降の年度において、障害者のうちに同号の事業主に労働者として雇用された者がいる場合にあつては、当該年度の翌年度も助成金の支給の対象となる期間とする。

第四条 前三条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。

第三条 前二条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。